

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		地下水の採取の許可の取消し
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 9 7 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話: 048-829-1331)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市生活環境の保全に関する条例第 9 7 条各号のいずれかに該当する場合において、情状が特に重いとき又は同条の規定による停止命令に従わないとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		